

『au HOME サービス利用規約』新旧対照表

変更した条文のみ記載しています。下線部分が変更箇所、取消線部分が削除箇所になります。

2025年4月1日改版（改定前）	2026年6月30日改版（改定後）
<p>第9条（本料金）</p> <p>7 あんしんウォッチャープラン、あんしんウォッチャー（LE）プラン、かんたん見守りプラグプランに係る本サービス利用契約が成立した場合、契約者は、本料金を、以下のとおり支払うものとします。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）利用料金</p> <p>あんしんウォッチャープランの契約者は、課金開始日の属する月の翌月から11カ月目の利用料金の支払いは要しないものとし、課金開始日の属する月の翌月から数えて12カ月目以降の各暦月について、利用料金を支払うものとします。あんしんウォッチャー（LE）プラン及びかんたん見守りプラグプランの契約者は、利用料金として、au HOME 基本利用料並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、課金開始日の属する月の翌月及びそれ以降の各暦月について支払うものとします。</p> <p>8 あんしんウォッチャーセットプラン、あんしんウォッチャー（LE）セットプラン又はかんたん見守りプラグセットプランに係る本サービス利用契約が成立した場合、契約者は、本料金を、以下のとおり支払うものとします。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）利用料金</p> <p>あんしんウォッチャーセットプランの契約者は、利用料金として、au HOME 基本利用料並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、当社に支払うものとします。但し、課金開始日の属する月の翌月から11カ月目の利用料金の支払いは要しないものとし、課金開始日の属する月の翌月から数えて12カ月目以降の各暦月について、利用料金を支払うものとします。あんしんウォッチャー（LE）セットプラン</p>	<p>第9条（本料金）</p> <p>7 あんしんウォッチャープラン、あんしんウォッチャー（LE）プラン、かんたん見守りプラグプランに係る本サービス利用契約が成立した場合、契約者は、本料金を、以下のとおり支払うものとします。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）利用料金</p> <p>あんしんウォッチャープランの契約者は、課金開始日の属する月の翌月から11カ月目の利用料金の支払いは要しないものとし、課金開始日の属する月の翌月から数えて12カ月目以降の各暦月について、利用料金を支払うものとします。<u>但し、紹介コードの入力等の当社が別途定める条件を満たした場合、当該無料期間が延長されるものとします。</u>あんしんウォッチャー（LE）プラン及びかんたん見守りプラグプランの契約者は、利用料金として、au HOME 基本利用料並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、課金開始日の属する月の翌月及びそれ以降の各暦月について支払うものとします。<u>但し、あんしんウォッチャー（LE）プランについては、紹介コードの入力等の当社が別途定める条件を満たした場合、当該無料期間が延長されるものとします。</u></p> <p>8 あんしんウォッチャーセットプラン、あんしんウォッチャー（LE）セットプラン又はかんたん見守りプラグセットプランに係る本サービス利用契約が成立した場合、契約者は、本料金を、以下のとおり支払うものとします。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）利用料金</p> <p>あんしんウォッチャーセットプランの契約者は、利用料金として、au HOME 基本利用料並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、当社に支払うものとします。</p>

及びかんたん見守りプラグセットプランの契約者は、利用料金として、au HOME 基本利用料並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、課金開始日の属する月の翌月及びそれ以降の各暦月について支払うものとします。

9～15 略

16 当社は本料金の支払いにつき、前項に定める契約者から請求があった場合は、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行及びその他必要な取扱いを行います。

17 第15項に定める契約者は前項の規定に該当することとなった場合、若しくは、契約者が本料金の支払方法について、当社が指定する方法で窓口払いその他払込取扱票の発行を要する支払い方法を選択した場合又は書面請求書の発行を希望した場合は、以下の区分に応じて、払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）、窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）又は紙請求書発行等手数料（紙請求書発行手数料）の支払を要します。

区分	単位	手数料額
紙請求書発行等手数料 (紙請求書発行手数料)	書面請求書の発行 1回ごとに	230円(税込 253円)
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き 書面請求書の発行 1回ごとに	430円(税込 473円)
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1回ごとに	230円(税込 253円)

18～19 略

附則

のとします。但し、課金開始日の属する月の翌月から11カ月目の利用料金の支払いは要しないものとし、課金開始日の属する月の翌月から数えて12カ月目以降の各暦月について、利用料金を支払うものとします。但し、紹介コードの入力等の当社が別途定める条件を満たした場合、当該無料期間が延長されるものとします。あんしんウォッチャー（LE）セットプラン及びかんたん見守りプラグセットプランの契約者は、利用料金として、au HOME 基本利用料並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、課金開始日の属する月の翌月及びそれ以降の各暦月について支払うものとします。但し、あんしんウォッチャー（LE）セットプランについては、紹介コードの入力等の当社が別途定める条件を満たした場合、当該無料期間が延長されるものとします。

9～15 略

16 当社は本料金の支払いにつき、前項に定める契約者から請求があった場合、又は契約者が指定した支払方法について当該支払方法に係る金融機関等の承認が得られない場合その他支払を受けるために必要な場合には、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行及びその他必要な取扱いを行います。

17 第15項に定める契約者は前項の規定に該当することとなった場合、若しくは、契約者が本料金の支払方法について、当社が指定する方法で窓口払いその他払込取扱票の発行を要する支払い方法を選択した場合又は書面請求書の発行を希望した場合は、以下の区分に応じて、払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）、窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）又は紙請求書発行等手数料（紙請求書発行手数料）の支払を要します。

区分	単位	手数料額	
		2026年8月まで	2026年9月以降
紙請求書発行等手数料	書面請求書の発行	230円(税込 253円)	

本改正規約は 2025 年 4 月 1 日より適用します。

(紙請求書発行手数料)	1 回ごとに		
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き 書面請求書の発行 1 回ごとに	430 円 (税込 473 円)	<u>530 円 (税込 583 円)</u>
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	230 円 (税込 253 円)	

18～19 略

20 なお、本条に定める各料金 (au HOME 基本利用料、デバイス代金その他の料金を含みます。) については、契約申込時の条件、キャンペーンの適用その他当社が別途定める条件により、減額される場合があります。

附則

本改正規約は 2025 年 4 月 1 日より適用します。

本改正規約は 2026 年 6 月 30 日より適用します。